

平成30年第10回 湧別町農業員会総会議事録

1. 会 期	平成30年10月26日（金）	11時00分 開会 11時40分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室	
3. 議 件		
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について	
日 程 第 2	会期の決定について	
日 程 第 3	諸般の報告について	
日 程 第 4	議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について	
日 程 第 5	議案第2号 現況証明願について	
日 程 第 6	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	
日 程 第 7	議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画案の決定について	

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 佐藤 弘朗	2 久保 直之	3 欠 番	4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 関口 哲治	7 友澤 勇司	8 児嶋 和美
9 松橋 聡	10 藤井 浩行	11 山口 一行	12 中原 修
	14 秋葉 宏之	15 松浦 敬貴	16 本間 保利
	18 小崎 勝敏	19 栗田 淳	20 渡辺 健一
		23 長屋 教幸	24 島田 宗央
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
13 安藤 弘司      17 如澤 寿生      21 越智 淳一			
22 鈴木 幹雄			
6. 事務局			
事務局長 松井 薫      主 幹 宮本 則幸			
農地係主任 國分 昌宏			

議 長	<p>定刻になりましたので、只今から平成30年第10回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、20名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の議事録署名委員については、6番 関口委員、7番 友澤委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
事務局	<p>平成30年9月27日に開催されました平成30年第9回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>10月12日金曜日、北見市において、平成30年度第2回オホーツク管内農業委員会連合会役員会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>本日、平成30年第10回湧別町農業委員会総会を開催致しております。 以上、活動状況の報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。 事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書2ページをご覧ください。議案第1号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について、別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において2件の合意解約が提出されております。</p>

事務局	<p>内容の説明をしますので、議案書3ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、利用権の設定をした者、屯田市街地、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は2,912㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年1月27日から平成32年12月31日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成30年10月1日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>番号2番、利用権の設定をした者、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●の内外計6筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は16,680㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成24年2月28日から平成34年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成30年10月9日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。</p> <p>おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。</p> <p>事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	議案書の4ページをご覧ください。議案第2号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙の

事務局	<p>とおりに証明するものであります。本総会において2件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の5ページをご覧ください。証明願出人、所有者ともに芭露、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、北兵村三区●●番●外計2筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は1,443㎡で、利用状況は宅地であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は藤井委員、松浦委員、姉崎委員でございます。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書6ページをご覧ください。証明願出人、所有者ともに屯田市街地、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、屯田市街地●●番●外計2筆で、地目は公簿が田及び畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は135㎡で、利用状況は宅地であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は小崎委員、藤井委員、渡辺委員でございます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、議案第2号の採決を行います。
	おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。
	日程第6、議案第3号を議題とします。
	事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委</p>

事務局

員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が16件、貸借権が8件提出されております。

内容の説明をしますので、議案書の8ページをご覧ください。

まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、遠軽町、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計5筆で合計面積は11,725㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年10月26日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となっております。土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,897,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして、2番、所有権の移転をする者は、開盛、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、開盛●●番●外計6筆で合計面積は16,075㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年10月26日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となっております。土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,411,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして、3番、所有権の移転をする者は、東芭露、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、東芭露●●番●外計84筆で合計面積は343,774㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年10月26日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となっております。土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、19,325,000円でございます。

(別冊資料7・8・9・10ページにより位置説明)

続きまして議案書の11ページをご覧ください。4番、所有権の移転をする者は、屯田市街地、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

事務局

所有権移転に係る土地の所在は、信部内●●番●外計3筆で合計面積は54,823㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年10月26日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,385,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして、5番、所有権の移転をする者は、信部内、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、信部内●●番●外計19筆で合計面積は252,604㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年10月26日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、12,708,000円でございます。

(別冊資料12・13ページにより位置説明)

続きまして議案書の12ページをご覧ください。6番、所有権の移転をする者は、緑陰、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、緑陰●●番●外計13筆で合計面積は234,929㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年10月26日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,749,000円でございます。

(別冊資料14・15ページにより位置説明)

続きまして、7番、所有権の移転をする者は、信部内、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、信部内●●番●外計8筆で合計面積は85,031㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年10月26日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、7,212,000円でございます。

事務局

(別冊資料16・17ページにより位置説明)

続きまして、8番、所有権の移転をする者は、栄町、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、信部内●●番●外計2筆で合計面積は39,239㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年10月26日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,173,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

続きまして議案書の13ページをご覧ください。9番、所有権の移転をする者は、上芭露、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計32筆で合計面積は179,784㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年10月26日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、12,664,000円でございます。

(別冊資料19・20・21ページにより位置説明)

続きまして議案書の14ページをご覧ください。10番、所有権の移転をする者は、江別市、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、屯田市街地●●番●外計4筆で合計面積は19,371㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年10月26日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,733,000円でございます。

(別冊資料22ページにより位置説明)

続きまして、11番、所有権の移転をする者は、旭、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、旭●●番●外計7筆で合計面積は



事務局

106, 407㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年10月26日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、6, 818, 000円でございます。

(別冊資料23ページにより位置説明)

続きまして、12番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計7筆で合計面積は81, 100㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年10月26日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、11, 354, 000円でございます。

(別冊資料24ページにより位置説明)

続きまして、13番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計4筆で合計面積は36, 032㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年10月26日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5, 404, 000円でございます。

(別冊資料25ページにより位置説明)

続きまして議案書の15ページをご覧ください。14番、所有権の移転をする者は、栄町、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計10筆で合計面積は100, 027㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年10月26日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、15, 004, 000円でございます。

(別冊資料26ページにより位置説明)

事務局

続きまして、15番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計7筆で合計面積は69,443㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年10月26日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、9,027,000円でございます。

(別冊資料27ページにより位置説明)

続きまして、16番、所有権の移転をする者は、屯田市街地、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、信部内●●番●外計3筆で合計面積は127,957㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年10月26日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、10,076,000円でございます。

(別冊資料28ページにより位置説明)

続きまして議案書の16ページをご覧ください。賃借権でございます。

番号1番、利用権の設定をする者は、屯田市街地、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●の内外計3筆で合計面積は4,422㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年10月26日から平成35年12月31日までの5年間となっており、賃貸価格は30,000円でございます。

(別冊資料1ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●の内外計6筆で合計面積は16,680㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

事務局

利用権の期限でございますが、本日、平成30年10月26日から平成34年12月31日までの4年間となっております、賃貸価格は100,000円でございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●で面積は5,273㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年10月26日から平成39年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は36,000円でございます。

(別冊資料29ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計2筆で合計面積は25,633㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年10月26日から平成39年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は192,000円でございます。

(別冊資料29ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●外計4筆で合計面積は17,890㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年10月26日から平成39年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は134,000円でございます。

(別冊資料30ページにより位置説明)

番号6番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●外計2筆で合計面積は16,685㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

事務局	<p>す。</p> <p>利用権の期限でございますが、本日、平成30年10月26日から平成39年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は133,000円でございます。 (別冊資料31ページにより位置説明)</p> <p>番号7番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●の内で面積は24,796㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>利用権の期限でございますが、本日、平成30年10月26日から平成39年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は185,000円でございます。 (別冊資料32ページにより位置説明)</p> <p>番号8番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●の内外計8筆で合計面積は35,339㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>利用権の期限でございますが、本日、平成30年10月26日から平成39年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は247,000円でございます。 (別冊資料33ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから、議案第3号の質疑を行います。</p> <p>先に14ページ12番について質疑を行います。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、7番友澤委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 (友澤委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから14ページ12番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。7番友澤委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(友澤委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第3号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	(なしとの声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第7、議案第4号を議題とします。 事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の17ページをご覧ください。 議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画案の決定について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用配分計画案の作成及び提出を求められたので、農業委員会の議決を求めるものです。なお、当該配分計画案について異存無き場合は、同法同条第3項の規定により、その旨農業委員会の意見として公益財団法人北海道農業公社に提出するものであります。本総会において6件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の18ページをご覧ください。 番号1番、利用権の設定をする者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者、南兵村三区、●●●●さんでございます。 利用権設定に係る土地の所在ですが、南兵村一区●●番●で面積は5,237㎡でございます。 利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用期間は平成40年12月31日までの10年間で、賃貸価格</p>

事務局

につきましては、36,000円でございます。  
(別冊資料29ページにより位置説明)

続きまして、2番、利用権の設定をする者、札幌市、●●●●さん、  
利用権の設定を受ける者、南兵村三区、●●●●さんでございます。  
利用権設定に係る土地の所在ですが、南兵村一区●●番●外計2筆  
で面積合計は25,633㎡でございます。

利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、  
利用期間は平成40年12月31日までの10年間で、賃貸価格  
につきましては、192,000円でございます。  
(別冊資料29ページにより位置説明)

続きまして、3番、利用権の設定をする者、札幌市、●●●●さん、  
利用権の設定を受ける者、南兵村二区、●●●●さんでございます。  
利用権設定に係る土地の所在ですが、南兵村二区●●番●外計4筆  
で面積合計は17,890㎡でございます。

利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、  
利用期間は平成40年12月31日までの10年間で、賃貸価格  
につきましては、134,000円でございます。  
(別冊資料30ページにより位置説明)

続きまして、4番、利用権の設定をする者、札幌市、●●●●さん、  
利用権の設定を受ける者、南兵村二区、●●●●さんでございます。  
利用権設定に係る土地の所在ですが、南兵村二区●●番●外計2筆  
で面積合計は16,685㎡でございます。

利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、  
利用期間は平成40年12月31日までの10年間で、賃貸価格  
につきましては、133,000円でございます。  
(別冊資料31ページにより位置説明)

続きまして、5番、利用権の設定をする者、札幌市、●●●●さん、  
利用権の設定を受ける者、南兵村二区、●●●●さんでございます。  
利用権設定に係る土地の所在ですが、南兵村二区●●番●の内で面  
積は24,796㎡でございます。

利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、  
利用期間は平成40年12月31日までの10年間で、賃貸価格につ  
きましては、185,000円でございます。  
(別冊資料32ページにより位置説明)

続きまして、6番、利用権の設定をする者、札幌市、●●●●さん、  
利用権の設定を受ける者、南兵村三区、●●●●さんでございます。  
利用権設定に係る土地の所在ですが、南兵村三区●●番●の内外計

事務局	<p>8筆で合計面積は35,339㎡でございます。</p> <p>利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用期間は平成40年12月31日までの10年間で、賃貸価格につきましては、247,000円でございます。</p> <p>(別冊資料33ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから、議案第4号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。</p>
議 長	<p>おはかりします。</p> <p>本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。</p> <p>これで、平成30年第10回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>閉 会     11時40分</p>

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長            吉 村   智 之

署名委員        関 口   哲 治

署名委員        友 澤   勇 司